

男女共同参画社会の実現をめざして

自分らしく、いきいきと暮らせるまち“はむら”

はむら男女共同参画推進プラン

進ちよく状況調査報告書

平成19年度（2007年度）実績

平成21年1月

羽 村 市

進捗状況調査概要

1 目的

「はむら男女共同参画推進プラン」に掲げた実施計画の各事業について、推進状況を明らかにするため、平成 19 年度実績を基に評価を行ったものである。

2 調査対象

全庁

3 調査時期

平成 20 年 7～9 月

4 調査項目 全162事業(内再掲事業13事業)

平成 19 年度実績、実績に対して特記すべきこと(評価、課題と改善点)、進捗状況

5 評価結果

進捗状況	事業数	割合(%)
完了	1	0.6%
進行中	141	87.1%
遅延	2	1.2%
計画事業なし	1	0.6%
平成19年度予定事業なし	4	2.5%
再掲事業	13	8.0%
合計	162	100.0%

基本課題Ⅰ 女性の「性」と人権の尊重

「はむら男女共同参画推進プラン」
体系上の基本課題

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績		実績に対して特記すべきこと		進捗状況
							評価	課題と改善点	評価	課題と改善点	
1 女性に対するあらゆる暴力の撤廃	(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み	①実態調査の実施	配偶者等からの暴力の実態調査を行い、的確な施策を実施する上での基礎資料とするとともに、問題意識を高める。	継続	B (H21)	企画課	平成21年度実施予定事業:平成21年度の計画事業であり、平成19年度は事業実績がない事業 ××○○◆◆の再掲事業:××○○◆◆に掲載された再掲事業				
		②広報啓発活動による意識啓発	女性に対する暴力の予防と早期発見に向けて、情報誌ウィーブやパンフレット等を通じて広く市民に意識啓発を行う。	継続	A	企画課	DV防止啓発カードを市の公共施設のトイレなどに配備した。(15施設)また、情報誌「ウィーブ」で悩みごと相談に関する記事を掲載した。(2回)	DV防止啓発カードの配布により、DVの予防や早期発見に向けて	暴力は重大な人権侵害であることを広く周知するために、引	進行中	
		③被害者の支援	被害者の保護と自立に必要な支援を行う。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	東京都や関係公共機関、組織横断を行いつつ、支援を実施した。相談件(内児童相談所引継ぎ件数:×件				進行中
		④ストーカー行為等の被害者の支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を支援するため、住民基本台帳の写しの交付や閲覧の制限、戸籍の附票の交付の制限を行う。	継続	A	市民課	母子自立支援員や関係機関との連携強化を図るため、住民基本台帳の写しの交付や閲覧の制限、戸籍の附票の交付の制限を行った。H19年度件数:××件	件数であるが、件数は前年に比べて減少傾向にあり、評価している。	引き続き各関係機関との連携を強化しつつ、迅速な対応をしている。		進行中
		⑤あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるため、情報誌ウィーブを活用して防止に向けた意識啓発を行う。	新規	A	企画課	情報誌「ウィーブ」において、男女雇用機会均等法の改正(1回)や、女性悩みごと相談に関する記事を掲載した。(2回)	全世帯に配布される男女共同参画情報誌「ウィーブ」を活用した周知が図られた。	広報周知活動は継続した実施をしていく必要があるため、引き続き実施していく。		進行中

はむら男女共同参画推進プラン 後期実施計画
(平成19年度～23年度)に掲載された内容です。

平成19年度に行った事業実績について記載

平成19年度に行った事業実績に対する担当課の評価を記載

平成19年度実績に対する、平成20年度への課題と改善点及び、今後の見通しについてを記載

はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況一覧 【平成19年度(2007年度)実績】

全:162事業
(内再掲:13事業)

基本課題Ⅰ 女性の「性」と人権の尊重

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績	実績に対して特記すべきこと		進捗状況
								評価	課題と改善点	
1 女性に対するあらゆる暴力の撤廃	(1)ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた取り組み	①実態調査の実施	配偶者等からの暴力の実態調査を行い、的確な施策を実施する上での基礎資料とするともに、問題意識を高める。	継続	B (H21)	企画課	平成21年度実施予定事業			
		②広報啓発活動による意識啓発	女性に対する暴力の予防と早期発見に向けて、情報誌ウィーブやパンフレット等を通じて広く市民に意識啓発を行う。	継続	A	企画課	DV防止啓発カードを市の公共施設のトイレなどに配備した。(15施設)また、情報誌「ウィーブ」で悩みごと相談に関する記事を掲載した。(2回)	DV防止啓発カードの配布により、DVの予防や早期発見に向けた支援ができた。	女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを広く周知するために、引き続き実施していく。	進行中
		③ドメスティック・バイオレンス被害者の支援	東京都や関係機関等との連携を深めながら、被害者の保護と自立に必要な支援を行う。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	相談実件数 40件 相談延件数 68件	さまざまな相談に対し、適切な情報提供や指導により支援した。	被害者の個人情報を守りながら他部署と連携し、被害者の二次被害を防止することが必要である。 相談員不在時にも対応できるよう相談窓口の充実を図る必要がある。	進行中
		④ストーカー行為等の被害者の支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等の被害者を支援するため、住民基本台帳の写しの交付や閲覧の制限、戸籍の附票の交付の制限を行う。	継続	A	市民課	母子自立支援員や関係機関と連携を図りながら、住民基本台帳の写しや戸籍の附票の交付の制限、閲覧台帳からの削除など、被害者支援を行った。H19年度件数:50件(前年度からの継続19件、新規31件、年度内の終了17件)	当市においてDV件数は増加傾向にあるが、迅速かつ適正な事務処理を行うことができた。	引き続き各関係機関との連携を強化しつつ、迅速に対応していく。	進行中
(2)セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組み	①学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修等の実施	教員と児童生徒との間、及び児童生徒同士のセクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐために教員に対して研修等を行う。	継続	A	指導室	校長会において、服務事故防止に関する指導及び研修会を行った。また、各校においてセクシュアル・ハラスメントを含む教員向けの研修を校長が行うように指導した。 (校長会開催日:4/10、5/1、6/6、7/5、9/11、10/2、11/7、12/3、1/10、2/5、3/4)	セクシュアル・ハラスメントの防止のための意識高揚が図れるよう、研修等の啓発活動を実施することができた。	人権課題の「女性」を意識したとき、差別の解消には近づいたが、偏見といった意識の改革は引き続き、指導を行う必要がある。	進行中	
	②あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組み	あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるため、情報誌ウィーブを活用して防止に向けた意識啓発を行う。	新規	A	企画課	情報誌「ウィーブ」において、男女雇用機会均等法の改正(20号10/15発行)や、女性悩みごと相談に関する記事を掲載した。(第20、21号)	広く周知されるよう、全世帯に配布される男女共同参画情報誌「ウィーブ」を活用し広報活動を実施した。	広報活動は継続して実施していく必要があり引き続き実施していく。	進行中	
(3)相談業務の充実と関係機関等との連携	①「女性悩みごと相談」の実施	女性の不安や悩みの相談に適切に対応できる専門相談を相談者のプライバシー保護に配慮して福生市と共同実施する。	継続	A	企画課	女性悩みごと相談を福生市と共同実施した。羽村市:第1、3、5水曜日、福生市:第2、4水曜日(相談件数:羽村市40件、福生市70件)	専門の相談員により、女性の悩みや不安に対する解決が図られた。	福生市の共同利用の促進が図られるよう、継続した広報活動を実施していく。	進行中	
	②相談業務担当者等の意識啓発の推進	市が実施している相談事業担当者や窓口職員等の関係職員へ意識啓発を行うため、職場における研修等を充実する。	継続	A	企画課 子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 全庁	市が実施している相談事業の担当者や窓口で市民対応している職員が共通認識を図るために研修を実施した。テーマ:DV当事者が窓口・相談に来たとき、開催日:H20.1.30、参加者19人 毎月1回児童相談所の児童福祉司をアドバイザーとして、子育て相談員等に向けた事業研修を実施するとともに、年2回相談事業担当者による子育て相談担当者連絡会を開催した。また、東京都で主催する専門研修にも随時参加した。	相談事業の担当者や窓口で市民対応している職員のスキルアップや共通認識が図られた。	相談事業担当者が共通意識を持つとともに、社会情勢に迅速に対応できるよう、引き続き研修事業を実施していく。	進行中	
	③相談体制の充実と関係機関等との連携	市が実施している人権擁護委員による相談など、各相談窓口相互の連携や東京都女性相談センターとの連携を図る。	充実	A	広報広聴課 子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 企画課	母子自立支援員(婦人相談員)を通じて東京都女性相談センター等との連携を図った。	相談者の課題を解決するための支援ができた。	今後も関係機関等との連携を強化しながら、相談体制の充実に努める必要がある。	進行中	

		④緊急一時保護事業の連携強化	夫などからの暴力に対応した具体的な保護措置について、東京都や関係者との連携を強化していく。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	東京都との連携を図り、一時保護を行うとともに、継続して被害者の安全を確保するため、転居先の関係機関とも連携した。 緊急一時保護件数:1件	配偶者からの暴力を受けた女性の保護を行なった。	DV被害者の緊急保護について、関係機関との支援体制の充実を図るとともに、一時保護施設に繋ぐまでの安全性の確保が課題である。	進行中
		⑤子どもの虐待防止に向けた支援	児童虐待及び非行・不登校等の問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会において検討を行うとともに、「児童虐待防止マニュアル」の見直し等を行う。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 指導室 健康課	1.羽村市要保護児童対策地域協議会の開催(代表者会議:1回、実務者会議:3回、個別ケース検討会議:22回) 2.羽村市課題研修会として「児童虐待」「不登校」を取り上げた。また、学校不適応連絡協議会の設置や生活指導主任研修会を通じて羽村市の現状を把握し、対応について検討した。	1.虐待ケース等を検討することで、要保護児童対策地域協議会委員の意識の共有が図られた。 2.不登校の出現率は後期に入って、低下傾向を示してきた。	1.「児童虐待防止マニュアル」の見直しについては平成20年度の課題とした。 2.関係機関の連携に課題が見られた。指導室が学校の主体性を尊重しつつ、イニシアチブをとっていく必要がある。	進行中
		⑥高齢者虐待防止に向けた支援	高齢者虐待防止法に基づく高齢者等の保護に対する支援のため、関係機関との連携を強化する。	継続	A	高齢福祉介護課	高齢者虐待防止連絡会議を設置し、全体会議を1回、事例検討を行う虐待対応ケア会議を2回開催した。	全体会議では、普及啓発や取り組みについて意見交換をすることができた。また、虐待対応ケア会議では、実際に発生した事例の支援方針について専門的な助言を得ることができ、対応に生かすことができた。	連携強化に向けて、全体会議を有効に生かす工夫が必要である。また、会議での連携だけではなく、委員の所属団体との連携も深めていくことが課題である。	進行中
2 メディアにおける女性の人権の尊重	(1)ジェンダーの視点に立った表現の適正化	①「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」の周知	平成17年度に作成したガイドラインを市職員に周知徹底するとともに、必要に応じて改訂についての検討を行う。	継続	A	企画課	平成17年度に羽村市男女共同参画推進員連絡会が作成した縮小版による周知を行った。	性差別を助長するような表現をしないように、周知が図られた。	男女共同参画の視点で刊行物を作成するよう、周知に努めていく。	進行中
		②「羽村市職員のための男女共同参画表現ガイドライン」に基づく点検	市が発行する広報紙やチラシ、ポスター、パンフレット等で、性差別を助長するような表現をしないように、ガイドラインに従って点検を行う。	継続	A	企画課 全庁	「羽村市男女共同参画推進員連絡会委員」が任期満了のため、「羽村市職員の為の男女共同参画表現ガイドライン」を用いた点検は実施できなかったが、次年度からの実施に向けて委員選定について検討した。	平成20年度の事業開始に向けて準備を進めることができた。	男女共同参画の視点で刊行物を作成するよう、点検に努めていく。	遅延
	(2)メディア・リテラシーの向上	①メディアを活用できる能力の育成	情報を主体的に収集・判断できる能力の育成を目指して、パソコン講座の実施や情報誌ウィーブ等による啓発活動を行う。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ 企画課 産業活性化推進室	性別を問うことなく、パソコン講座を実施した。参加者 234人(男性3割、女性7割)	再就職を視野に入れた女性の受講者が多数あった。(受講生の6割が30代～40代の女性)	ニーズにあったカリキュラムの提供とPRを実施していく。	進行中
		②情報教育の充実	学校における情報教育を促進し、情報を活用する能力を高めるとともに、主体的に情報を取捨選択できる能力を育てる。	充実	A	指導室	情報教育担当者連絡会を通じて情報教育の啓発に努めた。また、生活指導主任及び情報教育担当者を対象とした情報モラル教育研修会を実施した。	情報教育についてリーダー的な立場にある教員の研修の充実が図られた。	情報教育はまだ始まったばかりで、今後とも教員の研修を行う必要がある。	進行中
		③家庭における情報モラルの向上	情報モラルを身につけ、必要な情報を取捨選択し、家庭においてインターネットなどの情報を上手に活用できるよう、広報紙やパンフレット等を通じて働きかける。	新規	A	指導室 企画課	長期休業日前には、必ず全児童・生徒に指導を行っている。また、保護者会等を通じて保護者の意識啓発を行っている。年度末には小学校3校が警察官を招いて、第六学年保護者に対して、指導を行った。	携帯電話の所持率は中学校新学時に急増する。その視点に立った警察との連携ができたことは意義のあることである。	フィルタリングサービスを知っていても、実際に活用していない家庭が多い。引き続き、啓発活動が必要である。	進行中
	(3)地域の環境浄化に関する取り組みの推進	①風俗関連営業の看板やチラシの撤去	「羽村市捨て看板防止条例」に基づき、捨て看板等を撤去する。	継続	A	土木課 児童青少年課	1.捨て看板防止・除去推進員(ボランティア)、職員、シルバー人材センター委託により、捨て看板等を撤去を実施した。(除去件数4,782枚) 2.青少年育成委員による不健全図書パトロール(6月・11月)、花いっぱい運動(5月・11月)を実施の際に、実施場所付近の捨て看板撤去を行った。また、各7班が交代で毎週1回市内パトロールを行った際に、捨て看板の撤去を行った。	1.条例施行後、大幅に除去枚数が減少したことから、看板広告主に対して大きな抑止効果が図られている。 2.羽村市捨て看板防止条例の制定に基づき、青少年育成委員が羽村市捨て看板防止・除却推進員として登録し、青少年の非行防止や環境浄化を実施していく必要がある。	捨て看板等の除去については、警察、関係機関との連携を図りながら、引き続き実施していく。また、今後も青少年育成委員が羽村市捨て看板防止・除却推進員として登録し、青少年の非行防止や環境浄化を実施していく必要がある。	進行中

		②事業者への不健全図書やビデオ撤去の要請	青少年が手軽に手にすることのないよう、関係者への要請を行う。	継続	A	児童青少年課	青少年育成委員による不健全図書パトロール(6月)を実施し、対象店舗(1店舗)へ文章により改善協力を促した。また、委員会から12名を東京都青少年健全育成協力員として推薦し、都条例に基づく不健全図書(指定図書)の調査活動を行った。	青少年が手軽に、不健全図書を手にすることのないように配慮することができた。	今後も、継続して取り組んでいく。	進行中
3 生涯を通じた女性の健康支援	(1)生涯を通じた健康の保持増進	①生涯を通じた健康の保持増進のための支援	思春期や更年期等ライフステージに応じて情報提供を行うとともに、心の悩みも含めた相談機能を充実させ、男女の生涯にわたる健康管理を支援する。	継続	A	健康課	子宮がんや乳がん検診受付時に、乳がんの自己検診法や更年期についてのリーフレットを配布し、情報提供を行った。(子宮がん検診受診者705名、乳がん検診受診者527名)また、生活習慣病の予防やこころにかかわる相談についての相談窓口として、健康栄養相談を24回実施するとともに、電話による相談も随時対応した。	リーフレットの配布により女性が健康づくりについて考える機会を提供することができた。また、健康栄養相談や電話相談においては、個々の状況に応じた助言を行うことができた。	引き続き、検診や健康教育、健康相談の機会を通じて情報提供していく。	進行中
		②健診体制の充実強化と事後指導による支援	各種健診を受診しやすい体制づくりに努めるとともに、事後指導の中で、男女がともに、自己の健康を適切に管理・改善するための教育を推進する。	継続	A	健康課	基本健康診査受診者:6345名 胃がん検診受診者:1,275名 肺がん検診受診者:1,323名 大腸がん検診受診者:4977名	胃がん・肺がん検診を土・日曜日にも開催し、受診者の利便性に考慮した。	乳がん・子宮がん検診・骨粗しょう症検診の受付方法を検討する。また、次年度より基本健康診査の方法が変更となるため、周知徹底を図っていく。	進行中
	(2)母体保護に関する取り組みの推進	①女性のための健康づくり講座等の実施	女性に特有な疾患についての正しい知識を持ち、心身が良好に過ごせるよう保健師、栄養士による講座を実施する。	継続	A	健康課	子宮がんや乳がん検診受付時に、乳がんの自己検診法や更年期についてのリーフレットを配布した。骨粗しょう症検診や女性の参加者が多い健康教育などの際に、女性の健康に関する講話を内容の一部に組み込んだ。(骨粗しょう症検診受診者142名、骨粗しょう症検診フォロー事業参加者63名)	健康教育の機会を利用することで、各種がん検診に関心を持っていただき、がん検診の受診につなげることができた。	東京都では乳がんの死亡率が高いため、乳がん予防の教育も今後、取り入れていく必要がある。	進行中
		②男性向けの啓発資料の提供	母体保護に関する男性の理解促進のため、母子手帳の交付時に、「父親ハンドブック」を配付する。	継続	A	健康課	母子健康手帳交付時に配布する母子保健バックに「父親ハンドブック」を入れて配布した。(母子手帳交付数508件)	保健センターでの母子手帳交付時や『赤ちゃん準備クラス』の際に内容を説明し、父親の育児参加を促した。	今後も継続して男性の育児参加の必要性について啓発していく。	進行中
		③母親学級・両親学級への参加促進	母親だけでなく、父親や家族が参加しやすいように開催し、実践にも役立つような内容で基礎知識の習得を図る。	継続	A	健康課	父親や家族が参加しやすいように「赤ちゃん準備クラス」を日曜日に開催した。父親が育児参加しやすいミルクの作り方やお風呂の入れ方について実技を交え実施した。(参加者166名)	技術の習得ができ、育児参加に関して積極的にやってみようという声が多く聞かれた。	広報やホームページ等で教室の参加を広く呼びかけていく。また、内容はできるだけ実践に役立つものにしていく。	進行中
		④新生児訪問の実施	新生児訪問時に家族計画等に関わる指導助言を行う。	継続	A	健康課	保健師や助産師による訪問を実施し、母親の体調面の把握と助言を行った。(訪問実績228件)	家庭訪問であるため、個人の状況に応じた支援を行うことができた。	精神不安のある母親が増加傾向にあるため、今後も母親の健康に関する支援を行っていく	進行中
	(3)学校における健康教育等の推進	①健康教育の推進	児童生徒が健康の大切さを認識し、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。	継続	A	指導室	各学校で体育・健康教育全体計画を定め、それに基づき行っている。また、校長会等を通じた啓発活動も行った。	計画的に実施してきているので、児童・生徒、保護者ともに体育・健康に関する関心が高い。	学校では、体育・健康全体計画はできているが、年間指導計画の策定については、途上にある。	進行中
		②適切な性教育の推進	心のつながりや命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。	継続	A	指導室	学習指導要領に基づく性教育を児童・生徒の発達段階を考慮の上、適正に実施した。	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた適切な性教育を実施することができた。	性教育は、命の尊厳、神秘さから指導を行うべきであるが、ややもすると児童・生徒の興味本位になる傾向がある。引き続き指導のあり方を適正に研究していく必要がある。	進行中

基本課題Ⅱ 男女平等観に立った生涯学習の推進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績	実績に対して特記すべきこと		進捗状況
								評価	課題と改善点	
1 家庭における男女平等意識の啓発	(1)家庭教育における男女平等の推進	①幼い子を持つ親のための市民講座の実施	市民講座の中で、幼い子を持つ親のために子育てをテーマにした講座を実施する際に、男女共同参画の視点を盛り込む。	継続	A	生涯学習センターゆとろぎ	子育て中のお母さんのための講座を実施した。子育て期間が終わった後に再び女性が社会進出をするための心構えや将来の生涯学習を取り組むよう見つけなおす機会を与えた。	受講生が20～30歳代の女性であり、参加満足度は高い。	自主グループ化には至らなかったが、仲間作りのための仕掛けが必要である。	進行中
		②家庭の教育力を向上させるための情報提供の推進	家庭教育の参考となる男女共同参画の視点に立った資料提供を行うとともに、親の「教育力」と「指導力」の向上を目指した家庭教育セミナーを開催する。	継続	A	生涯学習課	親の「教育力」と「指導力」の向上を図るため、学校・地域と協力しセミナーを開催した。羽村一中、武蔵野小、柴小の3校で実施し、総参加者数は108人だった。昨年度実績に比べ、1校、35人の増となった。総じて女性参加者の方が多かったが、男性の参加も増えている。	開催回数の増加に向け、早めに説明会を実施し、PRに努めたものの3校での開催となった。また、事業の内容については、活発な意見交換などが行われたため、一定の成果がある。	PTAの年間行事に組み込んでもらうため、さらに早く周知・PRを行うとともに、開催にあたっての相談など、市側からの支援を積極的に実施する必要がある。平成20年度は6校で実施予定である。	進行中
		③図書資料の収集及び提供	男女共同参画の視点に立った家庭教育資料を収集し、提供する。	継続	A	図書館	男女平等観に立った資料の選定を行った。H19一般書購入冊数:5,191冊 男女平等関連特化図書購入:65冊	男女平等観に立った資料の選定・提供することができた。	今後も、男女平等観に立った資料を収集し、展示などのPRを行い利用の促進に努める。	進行中
		④ブックスタート事業等の充実	ブックスタート事業や図書館の子育て支援図書コーナーを充実するとともに、乳幼児をもつ親に絵本の情報を提供するには男女平等観に立った選書を行う。	継続	A	健康課 図書館	ブックスタート事業の実施 実施回数:12回、参加人数182組 子育て支援図書コーナー用図書購入:251冊 子育て支援図書コーナー用図書所蔵冊数:2765冊	保健センターで実施しているブックスタートの際の読み聞かせや、月齢に適した絵本の配布と紹介を行い、こころの発達と親子の交流に役立てることができた。また、図書館の赤ちゃん絵本コーナーや子育て支援コーナーの利用が増加している。	赤ちゃんコーナーの絵本の利用が多く図書の傷みが激しいため、定期的な買い替えが必要であるが、今後も継続して実施していく。	進行中
		⑤情報誌ウィーブによる意識啓発	一人ひとりが互いを尊重し協力し合える人間関係の形成と男女共同参画の視点に立った家庭教育の重要性について、情報誌ウィーブで啓発を図る。	新規	A	企画課	情報誌「ウィーブ」の編集において、男女共同参画意識が醸成されるような掲載となるよう表現方法や内容の確認に努めた。	紙面から効果的にアピールできた「ウィーブ」を発行することができた。	引き続き「ウィーブ」の掲載方法や表現を充分確認しながら編集作業を実施していく。	進行中
(2)男性の家庭生活への参加促進と自立支援	①男の料理教室の実施	①男の料理教室の実施	男性を対象に、男女共同参画の意識づくりと生活技術の習得を図るため、健康面から考える料理教室を実施する。	継続	A	健康課	「栄養バランス」、「メタボリックシンドローム」をテーマに「男の料理教室」を2日制で実施した。(参加者36名)	昨年から引き続き参加している方が多くなり、調理技術も向上してきている。	広報やホームページ等で教室の参加を広く呼びかけていく。また、内容はできるだけ実践に役立つものにしていく。	進行中
		②一日生活教室の実施	より多くの男性の参加を促し、生活技術の習得をめざした講座・教室等を開催する。	継続	A	生活環境課 (消費生活センター)	『これが親父の料理だ・俺に任せろ昼ごはん』と題して、中国家庭料理人の清水令子さんを講師に招き、本格チャーハン、油餅(コッペン・揚げパン)、大根とホタテのスープを作り試食した。通常と違った調理方法で参加者一同今後の日常生活に大変役立つ講座であった。(参加者:12名・男性対象)	有意義な情報を提供できた。	男性も消費生活に関心を持ってもらうよう今後も実施していく。施設機器の関係で参加人員に限りがあるので、実施回数の増も検討していく必要がある。	進行中
2 学校等における男女平等教育の推進	(1)保育士・教員の意識啓発	①男女平等教育を推進するための研修等の実施	男女平等の視点に立った指導の必要性について、意識啓発を図るための研修等を実施する。	継続	A	保育課 職員課 指導室	1. 市町村職員研修所で行われている「男女共同参画社会形成研修」に派遣した。(保育士3人) 2. 人権教育推進委員会を通じて男女平等の視点に立った指導を充実させた。	1. 男女共同参画社会の実現に向け、男女観の意識改革について考えとともに、男女共生についての知識習得と実践能力の向上が図られた。 2. 人権教育推進委員による研究授業を実践することができた。	男女平等教育の研修は、継続的に進めることが大事であり、今後も継続的に職員の派遣を行っていく。	進行中
		(2)教育内容等における男女平等の推進	①男女平等に関する教育の充実	教育活動全般で、「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用し、男女の相互理解と協力の重要性等を認識した男女平等教育を実施する。	継続	A	指導室	人権教育推進委員会を通じて男女平等の視点に立った指導を充実させた。本年度も委嘱委員会報告書を作成し、人権教育について指導的な役割を果たした。	実践的な委嘱委員会報告書ができた。特に人権教育啓発リーフレットは好評であった。	今後も、引き続き、男女共同参画教育を推進していく。

		②人権尊重の視点に立った教育活動の推進	人権教育推進委員会において、計画的に人権教育を推進するために、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成する。	継続	A	指導室	全校にわたり、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成することができた。	人権教育を児童・生徒の発達段階を踏まえて計画的にできるようにした。	人権教育全体計画及び年間指導計画に沿った教育を進めると、全教員に周知徹底されていない面が見られる。	進行中
		③進路指導の実施	個人の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を実施するとともに、職場体験等を通して、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付ける。	継続	A	指導室	全中学校第2学年生徒に5日間の職場体験を実施することができた。	生徒は、職場体験学習及び事前・事後学習を通して、男女差別のない職場の必要性について理解した。	引き続き、個人の能力・適正に応じた進路選択ができるように指導していく必要がある。	進行中
		④学校図書館教育の充実	学校図書館巡回司書の配置など学校図書館の整備充実を図る中で、男女平等に関する図書資料の充実を図る。	継続	A	指導室	校長会等を通じて男女平等に関する図書を配置するように指導した。	教育活動の充実を図り、男女平等意識の高揚が図られた。	今後も男女平等に関する図書の充実が図られるように指導していく。	進行中
		⑤男女平等の視点に立った教科書の選定	教科用図書を選定する際に、教科用図書の記述や挿絵について、男女平等の視点を取り入れて選定する。	継続	A	指導室	本年度は教科書採択の年ではないので実績なし。	—	—	計画事業なし
		⑥保護者が参加する行事への配慮	市立小中学校・市立保育園が行う行事については、曜日・時間の設定を工夫し、保護者が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、特に父親の参加を促す。	継続	A	指導室 保育課	1. 学校公開や運動会等の学校行事を土曜日に多くを開設した。 2. 保護者の参加行事は、土曜日に設定し父親の参加を案内通知や口頭で促した。また、運動会プログラムに男性が参加しやすい種目を取り入れた。	1. 学校公開や運動会等の学校行事への父親の参加が増えた。 2. 保育園の行事の際、参加する家庭がほとんどであり、父親参加率も8割以上で定着している。	1. 父親の参加率については、まだ課題があり、なお一層参加率を上げる工夫が必要である。 2. 母子家庭の増加により父親の参加は強く勧められない。	進行中
	(3)学校等における食育の推進	①市立保育園における食育への意識啓発	保育園運営の中で、保護者に対して、食に関する意識の啓発を行う。	新規	A	保育課	園だより・給食だよりに簡単なレシピを載せ、食の大切さを伝えた。しらうめ保育園で料理講習会を実施した。参加者:14人(男性:1人)	料理講習会は、父親の参加が少なかった。	父親の参加は、全体に占める割合としてはまだ少ないため、引き続き参加を促していく。	進行中
		②学校における食育の推進	一人ひとりが健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。	新規	A	指導室	「食に関する指導」の全体計画を全校で作成、また、羽村市課題研修会として食育を取り扱った。	左記の羽村市課題研修会では、食育担当者をはじめ、多くの教員に対して研修を行うことができた。	「食に関する」年間指導計画ができていないので、今後作成していく必要がある。	進行中
3 地域社会における男女平等学習の推進	(1)学習機会の充実とエンパワーメントへの支援	①男女平等に関する研修事業への参加費補助	日本女性会議や国立女性教育会館主催の研修などに参加を希望する市民に対して、交通費等の補助を行う。	継続	A	企画課	日本女性会議2007ひろしまへ研修参加した4名に男女平等に関する研修参加費補助を実施した。(H19参加者:4人、日時:10/19、20)	市民の男女共同参画意識の女性に努めることができた。	広報誌及びホームページなどを用いて、広く周知活動を実施していく。	進行中
		②市民との協働による市民講座の実施	市民と協働で、暮らしや生活をテーマにした市民講座等を実施する際には、男女共同参画の視点を盛り込む。	新規	A	生涯学習センターゆとりぞ	性別を問うことなく、幅広い講座を実施した。日中に受講できる方の傾向として女性と高齢者が多く占める。	多くの方が参加できるように講座を実施することができた。	引き続き、幅広く講座を受講していただけるよう企画していく。	進行中
		③青少年リーダー養成事業の実施	洋上セミナーや子ども体験セミナー、夢チャレンジセミナーに男女平等に関する学習項目を加え、意識の高揚を図る。	継続	A	児童青少年課	青少年リーダー養成事業を実施した。 ①洋上セミナー(小学6年生・中学生の部):40人(男子21人、女子19人) ②夢チャレンジセミナー:消防士(小学5年～中学生):8人(男子7人、女子1人)	両事業を実施する際は、可能な限り男女がともに平等に行動するように取り組んでいる。また、最近では女性の方が積極的に、現在の小・中学生世代においては、男女平等意識が根付いていると考える。	事業実施において、引き続き、可能な限り男女がともに平等に活動するように取り組んでいく。	進行中
(2)学習への啓発と情報の提供	①女と男、ともに織りなすフォーラムの実施	市民による実行委員会との協働により、男女平等の視点に立ったテーマを設定し、会場参加型のフォーラムを実施する。	継続	A	企画課	市民の男女共同参画に対する意識の高揚と公募市民委員のアンバサード支援のため、フォーラムを実施した。(日時:H20.2.9、参加者:110人)	参加された市民の意識の醸成や男女共同学習の推進を図ることができた。	地域社会における市民の男女共同参画意識の向上や学習機会の確保を図るために、継続実施していく。	進行中	
	②情報誌ウィーブの発行	市民による編集委員会との協働により、様々な角度から男女共同参画に関わる特集を設定し、全世帯に向けて情報を発信することで男女共同参画に関する意識を高める。	継続	A	企画課	情報誌「ウィーブ」を発行し、広報紙と同様に市内全戸に配付した。 第20号(10/15):25,000部 第21号(4/1):24,500部	男女共同参画条例の周知や子育てをテーマに編集し、男女共同参画について考える機会を提供することができた。	男女共同参画社会の実現を図るために、継続して実施していく。	進行中	

4 国際社会に対応した男女平等意識の高揚	(1)国際理解の推進	①学校における国際理解教育の実施	人権尊重の視点に立った国際理解教育を実施する。	継続	A	指導室	教科や総合的な学習の時間の中で人権尊重の視点に立った国際理解教育を実施した。	ALT(アシスタント外国語教師)とのかわりの中で児童・生徒の人権意識の高揚を図ることができた。	国際社会に対応した男女平等意識の効果的な高揚については、今後も研究の余地がある。	進行中
		②青少年・市民海外派遣事業の実施	青少年や市民を海外に派遣し、国際感覚を養うとともに、生活に密着した男女平等感覚を体験することで男女平等意識を高める。	新規	B (H20~)	企画課	平成20年度実施予定事業			
		③市民講座の実施	国際社会の情報を提供し、外国の文化を理解するとともに、相互交流ができるような講座を実施する。	継続	A	企画課 生涯学習センターゆとろぎ	羽村ふれあい地域づくり公社(H20.3.31解散)生涯学習センターゆとろぎにおいて「サロンでトーク・体験的シルクロード紀行」を開催し、現在の中国事情を知っていただく機会を提供した。	文化の違いを超えた国際交流の推進を図ることができた。	同公社の解散に伴い、事業内容について、検討していく必要がある。	進行中
		④国際社会に関する情報の提供	情報誌ウィーブ等を通じ、男女共同参画に関する国際社会の状況を積極的に提供する。	継続	A	企画課	女と男ともに織りなすフォーラムの開催に合わせ、ゆとろぎの展示室にて、男女共同参画における世界動向について、情報提供を図った。(H20.2.6~H20.2.9)	フォーラムの開催に合わせ、効果的に情報提供を図ることができた。	引き続き「ウィーブ」や「フォーラム」とジョイントしながら情報周知に努めていく。	進行中
	(2)国際交流活動の推進	①外国籍市民との交流事業の実施への支援	国籍を越え市民が集い、様々な国の文化に触れ合う交流事業を通じて、国際理解を図り男女平等の意識を高める。	継続	A	企画課	市主催のはむら夏まつりに、外国籍市民の積極的な参加を呼びかけ、市民との交流を図るとともに、国際交流活動のPRを行った。	国籍を超えた交流活動の機会を設けることができた。	国籍に関らず、参加者の増加を目指し、対策を講じていく。	進行中
		②国際理解等を推進するための情報の提供	外国語版広報紙の発行や外国籍市民のための生活情報相談など外国籍市民の国際理解を図るための情報提供を行う。	新規	A	企画課	広報はむらや生活情報紙の外国語版を作成するとともに、ホームページに掲載、情報提供の充実を図った。	国際社会に対応した情報提供の充実を図ることができた。	多くの市民の方に向け、継続した情報提供に努めていく。	進行中
	(3)平和・人権意識の高揚	①平和の企画展等の実施	人権尊重の基礎をつくり、男女平等の前提条件でもある平和な社会の形成のため、「平和都市宣言」の趣旨を生かした展示会や映画会等を実施する。	継続	A	企画課	悲惨な戦争を風化させることなく、日常生活から平和の尊さを感じることができるよう下記の実施を実施した。 1. 平和の企画展(H19.8.3~H19.8.26、入場者数:26,363人) 2. 黙とうの実施(H19.8.15、H20.3.10)	夏休み期間中に図書館で開催したこともあり、多くの方に恒久平和の普及啓発活動を行うことができた。	人権に関することや、恒久平和の普及啓発は、引き続き実施していく。	進行中
		②人権啓発事業等の実施	12月4日から10日の「人権週間」にあわせ、「人権メッセージパネル展」、「人権啓発街頭広報」や広報紙への啓発記事の掲載など人権思想の普及高揚に努める。	継続	A	庶務課	12月の人権週間にあわせ下記の事業を実施した。 ・「人権メッセージパネル展」12/1-10 市役所1階ホール 延べ650名来場 ・「人権街頭啓発」11/29 羽村・小作駅 ポケットティッシュ・クリアファイル配付 ・「広報紙への啓発記事の掲載」など人権思想の普及高揚に努めた。	世界人権宣言が採択された12月10日を入権デーとし、すべての加盟国で行事を実施することで、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開することができた。	引き続き各関係機関との連携を強化しつつ、課題等の情報の共有化を図る。	進行中

基本課題Ⅲ 家庭責任を担い合うための支援

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績	実績に対して特記すべきこと		進捗状況
								評価	課題と改善点	
1 子育てのための支援体制の充実	(1)ともに子育てをすすめるための社会的支援	①子育て相談事業の実施	男女がともに子育てに携われるよう、子育て相談に父親の参加をすすめる、業務の充実を図る。	継続	A	健康課 保育課 子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	1. 子育て相談件数 延べ273件 (東児童館67件、西児童館85件、中央児童館121件) 2. 育児相談人数 882名	父親や仕事をしている母親からも相談を受けられるように土日でも子育て相談を実施している。また、園から呼びかける面談も実施している。	今後も広報・ホームページ等により広く周知を図り、子育てについて気軽に相談できる窓口として継続していく。	進行中
		②母親学級・両親学級への参加促進 (I-3-(2)-③の再掲)	母親だけでなく、父親や家族が参加しやすいように開催し、実践にも役立つような内容で基礎知識の習得を図る。	継続	A	健康課	(I-3-(2)-③の再掲事業)			
		③乳幼児ショートステイ事業の実施	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・育児疲れなど保育ができないときに、宿泊も可能な一時的保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	東京恵明学園に委託し、連続7日以内で宿泊も可能な乳幼児ショートステイ事業を実施した。延べ利用人数:172人	子育て中の保護者の負担の軽減を図ることができた。	今後も保護者の病気・事故・冠婚葬祭等により一時的に保育ができないとき、保護者の負担を軽減するため事業を実施していく。	進行中

	④一時保育事業の拡充	保護者の育児疲れなど、保育ができないときに、一時的に保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	充実	A	保育課	家庭における一時的な保育への需要に対応する一時保育実施園を2園から3園を増やした。利用延べ児童数 3,200人	一時保育の実施園を増やしたことにより、利用者の選択肢が増えた。	利用状況を見ながら実施園の増加について検討していく。	進行中
	⑤子ども家庭支援センター事業の充実	子どもと家庭の問題に総合的に対応するとともに、児童虐待対策ワーカーを配置して子ども家庭支援センター事業を充実する。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	相談に対して総合的に対応するとともに、より充実した先駆型子ども家庭支援センターに移行するため要綱等の整備を行った。 相談件数 2,268件、おしゃべり場 (10回/年×3館)、各児童館に子育て相談員派遣、支援センターだより「あのね…」の配布	平成20年度から先駆型子ども家庭支援センターに移行する準備が整った。	先駆型子ども家庭支援センターとして新たに行うこととなった事業の充実を図っていく。	進行中
	⑥子育てひろば事業の拡充	子育てひろば事業の拡充を図り、市内でパランスよく実施する。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	平成20年度のA型事業(任員の職員による親子のつどいの場の提供や子育て相談、子育て啓発を実施する事業)の拡充について検討を行った。	市立保育園1園を平成20年度からA型とすることとした。	今後も市立保育園にA型事業を併設し、拡充を図っていく。	進行中
	⑦訪問型子育て支援サービス事業の実施	産じょ期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助など、養育支援が必要と思われる家庭にヘルパーの派遣を行う。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	先駆型子ども家庭支援センターの事業として、必要な育児支援ヘルパー派遣事業実施要綱及び取扱要領の整備を図った。	必須条件である、育児支援ヘルパー派遣事業実施への準備が図られた。	利用者の把握等について関係部署と綿密な連携を図っていく。	進行中
	⑧子育てサポーターの育成	地域で身近な子育て支援をする人材を発掘するとともに、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てサポーターを育成する。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	子育てボランティア制度運営要綱の整備を図った。	子育てボランティアの育成を行うための準備が図られた。	子育てボランティアの活動場所、活用方法等について更に検討していく。	進行中
	⑨子育て支援者等のネットワークづくり	地域の育児力を高めるため、民生児童委員や子育てサークルとの連携を図り、地域の子育て支援者等のネットワークを構築する。	新規	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	子育てサークルガイドを発行した。また、定期的に主任児童委員との連絡会を行った。	子育てサークルガイドとして冊子を発行し、育児等の情報の提供を行った。	ネットワークを構築している機関と継続して連携を図っていく。	進行中
	⑩子どもと家庭に関する相談・情報提供機関のネットワークづくり	子ども家庭支援センターを核に、保育園、幼稚園、学校、教育相談室、保健センター、保健所、児童相談所などの相談・情報提供機関とのネットワーク化を図る。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	羽村市要保護児童対策地域協議会を定期的に開催した。(代表者会議1回、実務者会議3回、個別ケース検討会議22回)	関係機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を定期的に開催したことで、ネットワークの強化につながった。	関係機関等とよりネットワークの強化を図るため、会議の仕方・内容等について検討していく。	進行中
	⑪幼稚園・保育園・小学校の連携、交流	定期的に幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を開催し、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な移行を図る。	継続	A	保育課 指導室	1. 幼・保・小連携推進懇談会に部会を設け、合同で幼稚園・保育園・小学校の参観を行うとともに、講演会を実施した。 2. 同連携推進懇談会に参加し、課題に対する共通理解を図るとともに、一部行動連携をとることができた。	教諭、保育士がそれぞれ現場を参観することで、相互理解が図られた。	発達及び学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るため、引き続き連携していく。また、就学支援教育と一体化した連携の充実で課題があり、一層の工夫が必要である。	進行中
	⑫子育て応援ガイドブックの充実	子育てマップを含めた子育て応援ガイドブックを作成し、子育て家庭への情報提供の充実を図る。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	市組織改正等を考慮し、現状に合わせた掲載内容に更新し発行した。	子育て家庭への情報提供の充実が図られた。	子育てマップを掲載し、より充実を図っていく。	進行中
	⑬意識啓発活動の実施	情報誌ウィーブや啓発事業を通して、男女が協力して家庭責任を担うための啓発活動を行う。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 企画課	情報誌「ウィーブ」(第21号)にて、子育て支援についての特集を掲載し、意識啓発を図った。	写真やイラストを交え、より効果的な意識啓発を図っており、市民に周知することができた。	情報誌「ウィーブ」を効果的に活用し、情報提供に努めていく。	進行中
(2) 子育てのための経済的支援	①乳幼児医療費の助成	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児の医療費助成を行う。	継続	A	子育て支援課	乳幼児医療費助成 件数 66,357件 助成額 127,021,536円	医療費の助成をすることにより、子育て家庭の経済的支援となった。	市独自で実施している所得制限撤廃について、都の制度として実施できるよう都に働きかけていく。	進行中
	②私立幼稚園等園児保育料の助成	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、一定の条件に基づき、私立幼稚園等園児保育料の助成を行う。	継続	A	保育課	幼稚園保護者負担軽減事業費補助金は、62,649,100円であり、保護者の負担軽減を図った。	幼稚園児の保護者の負担軽減が図られた。	他の助成金制度との調整を考えたまま引き続き実施していく。	進行中
	③市立小中学校保護者に対する補助・援助	市立小中学校の行事等にかかる保護者の費用負担を軽減するとともに、市立小中学校及び高等学校等への就学が困難な児童生徒の保護者に対しては、一定の条件に基づき、就学の援助を行う。	継続	A	教育総務課	小中学校の行事等にかかる保護者の費用負担を軽減するとともに、就学援助費の支給を行った。 (平成19年度就学援助費支給者 小学校:526人 中学校:289人)	保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	引続き保護者負担の軽減に努めていく。	進行中

2 介護のための支援体制の充実	(1)高齢者の総合的な支援体制の確立	①地域包括支援センターを中心とした総合的な支援	地域包括支援センターを中心に、介護保険事業とともに保健・医療・福祉サービス、その他の地域の様々な資源を活用し、家族介護者への支援も含めた包括的・継続的な支援を行う。	充実	A	高齢福祉介護課	家族や民生委員、ケアマネジャー等からの相談に対し、関連機関と連携をとりながら対応した。平成19年度は地域包括支援センター、地域包括支援センター相談連絡所と併せて約1400件の相談があった。	複数の問題を抱えている事例においては、保健所や警察、近隣なども連携をとり、多様な社会資源を利用している。また、介護者の問題についても、適宜関連機関と連絡を取り合い相互連携が図られている。	関連機関や地域に対し、地域包括支援センターの機能の周知を継続的にしていく必要がある。また、包括的ケアの推進については他部署との連携も含め検討が必要である。	進行中
		②家族介護支援事業の実施	高齢者を在宅で介護している家族等が、心身の元気回復や介護知識の習得のため、介護支援事業を実施する。	継続	A	高齢福祉介護課	介護者交流会を毎月実施し、そのうちの4回は介護者教室として介護の知識が学べる講座も実施した。延べ71人が参加した。	介護者教室は活気があり、好評であった。交流会については気軽に体験談や相談ができる場として有効であった。	介護教室は一定の参加者があるが、交流会は参加者が減少しているため、回数や開催形態について検討していく。	進行中
		③徘徊高齢者探索サービス事業の実施	認知症で徘徊する高齢者の家族の心労や負担を軽減するため、徘徊高齢者探索サービス事業を実施する。	継続	A	高齢福祉介護課	4世帯が利用し、21件の報告があり、安全に保護することができた。	徘徊高齢者の安全確保に効果があった。	引き続き、事業の周知を図り、実施していく。	進行中
	(2)障害者自立支援法による制度の定着化と安定した事業運営	①一元的なサービスの提供	障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立に必要な居宅介護などのサービスを提供する。	継続	A	障害福祉課	1. 居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを提供した。(障害福祉サービス費支給決定者数:324人) 2. 障害者デイサービスや移動支援等の地域生活を支援した。(地域生活支援事業費支給決定者数:145人)	障害者にサービスを提供することで、障害者の自立支援につながることも、家族等の介護負担の軽減が図られた。	地域で求められているサービスの実施・基盤整備等の検討・推進が必要となる。	進行中
3 生活の安定と自立の促進	(1)高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進	①広報などを利用した制度の周知	パンフレットや広報紙、ホームページを活用するとともに、出前講座や市民等への説明会などを通じて制度を周知する。	継続	A	高齢福祉介護課	パンフレットの配布、広報掲載、ホームページの更新、出前講座(2回)を実施した。	パンフレット、広報、ホームページ、出前講座等により、制度の周知が図られた。	出前講座のメニューを検討するなど、さらにわかりやすい制度の周知に取り組んでいく。	進行中
		②老人クラブなどへの支援	老人クラブへの支援を通じて健康・生きがいづくり活動を促進する。	継続	A	高齢福祉介護課	連合会と28の老人クラブに対し、補助金を交付し、活動を促進した。また、連合会女性委員会が行う研修や料理講習会の支援を行った。	老人福祉の増進を図ることを目的とし、老人クラブへの支援ができた。	高齢者の健康・生きがいづくり活動を促進していくことが今後も重要であることから、引き続き、支援を行っていく。	進行中
		③生きがいづくり講座の充実	老人福祉センターや生涯学習センターゆとろぎの講座を充実し高齢者の生涯学習活動や生きがいづくりを支援する。	継続	A	高齢福祉介護課 生涯学習センターゆとろぎ	老人福祉センターにおいて、60歳以上の高齢者を対象に、12講座を開催した。	講座に参加することにより、知識や教養を高め、また、仲間づくりを通して閉じこもりの防止や健康保持につながった。	既受講者の自主グループ化などにより、多様な施設の利用を促していきながら、引き続き事業を支援していく。	進行中
		④シルバーボランティアの促進	生きがいづくりや健康づくりのために、介護予防ボランティアを育成するなど、シルバーボランティアに関する情報提供を行う。	新規	A	高齢福祉介護課	介護予防リーダー育成研修に70人が参加した。	今後の地域での介護予防のリーダーの育成につなげていくことができた。	介護予防リーダーの育成を継続して実施していく。	進行中
(2)障害者の就労支援	①障害者の就労支援	④シルバー人材センター事業への支援	高齢者に就業機会の提供を行うシルバー人材センター事業を支援し、高齢者の社会参加の促進を図る。	継続	A	高齢福祉介護課	高齢者が健康で生きがいをもって就業できるよう、シルバー人材センターの運営費の一部を助成した。(平成19年度末 会員数788人、就業実人員630人、就業率79.9%、就業延人員85,253人)	公共施設の管理委託など、積極的な雇用機会の拡充を図った。	今後もシルバー人材センターの運営費を助成するとともに、高齢者の就業分野の拡大に向けての取り組みを支援していく。	進行中
		①障害者の就労支援	就労支援や生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職業開拓、職場定着支援などとともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行う。	充実	A	障害福祉課	1. 羽村市障害者就労支援事業要綱の制定 2. 開設場所の改修に係る調整 3. 他市の事業者選定に関する調査や施設の視察	平成20年度の事業開始に向けて準備を進めることができた。	施設の改修工事や委託事業者の選定及び契約を行うことが必要となり、平成20年度の事業開始を目指す。	進行中

	②相談体制の充実	障害者やその家族を支援し、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、様々な相談と情報提供を行う。	充実	A	障害福祉課	市の窓口をはじめ、福祉センター内にある障害者生活支援センターと障害者地域活動支援センターにおいて、障害者やその家族に対し、相談や情報提供などの支援を行った。 (障害者生活支援センター 相談件数349件、障害者地域活動支援センター 相談件数610件)	障害者やその家族を支援し、自立や社会参加を促進するため、さまざまな相談支援や情報提供を行った。	障害者生活支援センターについて、障害者自立支援法の施行に伴う新たな体系での位置付けや障害の一元的で総合的な相談体制の確立の検討が必要となる。	進行中
(3)ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援	①経済的支援の充実	ひとり親家庭の医療の助成や各種手当を通じて、生活支援の安定を図る。	継続	A	子育て支援課	1. ひとり親家庭医療費助成 件数 12,908件 助成金 28,331,750円 2. 児童育成手当(育成手当)延人数 14,093人 支出額 191,273,500円 3. 児童扶養手当 延人数 9,619人 支出額 232,412,410円	手当の支給及び医療費の助成をすることにより、ひとり親の子育て家庭の経済的支援となった。	今後も、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、支援を実施していく。	進行中
	②ホームヘルプサービス事業の実施	家事・育児など日常生活に支障をきたしている場合にヘルパーを派遣することで、生活基盤の安定を図る。	継続	A	子育て支援課	ホームヘルプサービス事業を実施した。 (利用世帯 4世帯、利用回数 232回)	ヘルパーを派遣することで、ひとり親家庭の生活の安定が図られた。	今後も、ひとり親家庭の支援のために、実施していく。	進行中
	③休養ホーム事業の実施	レクリエーション活動を通じて親子のふれあいを深めることで、精神的な安定を図る。	継続	A	子育て支援課	東京ディズニーリゾート「ディズニーランド」日帰り旅行を実施した。 (参加世帯 31世帯 参加者 81人)	ひとり親家庭が家族でくつろぎ、家族同士の親睦が図られた。	平成19年度をもって東京都ひとり親家庭休養ホーム事業助成制度が廃止となったため、参加者の自己負担率を検討する必要がある。	進行中
	④貸し付け事業の実施	母子福祉基金や女性福祉基金の利用をすすめることで、経済的な安定の確保を図る。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	母子福祉資金貸付件数:23件 女性福祉資金貸付件数:0件	貸付を行なうことで経済的自立と安定した生活の支援を行なった。	ひとり親とその子どもの自立を支援する観点から、資金貸付の相談・利用について周知していく。	進行中
	⑤相談事業の充実	母子自立支援員を中心とした母子家庭及び婦人相談を実施するとともに、関係機関との連携を図る。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	相談案件数 1,317件 相談延件数 1,755件	ひとり親家庭や女性が抱える悩みごとについて、情報提供や他機関の紹介等の支援を行なった。	・住居、就労相談等の相談に具体的なアドバイスを行う体制づくりが必要である。 ・母子自立支援員不在の間の体制整備が必要である。	進行中
	⑥自立支援教育訓練給付事業等の実施	母子家庭の自立支援にかかる自立支援教育訓練給付事業等を実施する。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	行政評価結果により、事業実施について平成21年度に持ち越しとなった。	平成20年4月から児童扶養手当の一部支給停止に合わせた実施できなかった。	平成20年4月から児童扶養手当の一部支給停止が実施されたことに伴い自立支援プログラムに合せた早期実施が必要である。	進行中
(4)自立のための基盤整備	①交通バリアフリー化の推進	高齢者や障害のある人の社会参加を促進するため、計画的なバリアフリー化を進める。	継続	A	施設計画課	1. 羽村駅構内…エレベーター…だれでもトイレ設置 2. 羽村駅西口…エスカレーター…だれでもトイレ設置 3. 都道249号(産業道路)歩道改良 L=500m	交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区内のバリアフリー化が進み、障害者等の移動の円滑化が図られた。	市道の歩道整備を引き続き実施していく。	進行中

基本課題Ⅳ 働く環境の整備と改善・充実

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績	実績に対して特記すべきこと		進捗状況
								評価	課題と改善点	
1 再就職等に向けた支援	(1)女性の就職と再就職に対する支援	①情報の収集と提供	就職に必要な情報を集めるとともに、就職や職業能力向上のための講座開催等の情報を提供する。	継続	A	産業活性化推進室 企画課	東京都等の関係機関からのリーフレット等の情報提供に努めた。	市民が必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報提供に寄与できた。	今後もキャリアアップセミナーや各種の再就職情報を提供していく。	進行中
		②技術習得のための学習機会の提供	パソコン技術など就職に有利となるような技術習得講座等の学習機会を提供する。	継続	A	産業活性化推進室 企画課 生涯学習センターゆとりぎ	・女性リーダー養成講座として、「わかりやすい文書の書き方」を実施した。(参加者:30人) ・性別を問わず、パソコン講座を実施した。参加者 234人(男性3割、女性7割)	就職に有利となるような技術習得講座等の学習機会を提供することができた。	社会状況等に合わせ、タイムリーなテーマで、講習を実施していく。	進行中

	(2)女性の起業家や自営業者に対する支援	①情報の収集と提供の充実	資金の融資制度など起業や自営業者のために必要な情報を収集し、積極的に提供していくとともに、講座等を実施する。	継続	A	産業活性化推進室	東京都商工会連合会などが主催する女性企業家向けセミナーや融資について情報提供した。	融資やセミナーの周知を通じ、起業家や自営業者の支援となった。	今後も起業や自営業者に対する支援として、融資やセミナーなどの情報提供をしていく必要がある。	進行中	
		②相談体制の充実	商工会と協力して創業時に必要な基礎知識や経営ノウハウの助言を行う。	継続	A	産業活性化推進室	商工会の経営指導員、産業活性化推進室の企業活動支援員により、相談者に対し助言を行った。	商工会との連携により、相談体制が充実している。	相談窓口としてのPRを強化するとともに、継続して取り組んでいく。	進行中	
2 職場における男女平等の促進	(1)男女平等関係制度の普及と意識啓発	①労働関係セミナー等の実施	関係機関に働きかけ、身近な会場で「労働セミナー」を実施する。	新規	A	企画課	『女と男ともにおりなすフォーラム』において、社会で活躍する女性弁護士を招き、基調講演をいただいた。(参加者:110人)	活躍する女性が基調講演することで、更なる労働意欲の醸成に寄与できた。	別のセミナーを開催せずに、『女と男ともにおりなすフォーラム』において、実施していく。	進行中	
		②男女雇用機会均等法の周知	男女雇用機会均等法等の周知徹底を目指し、情報誌ウィーブやパンフレット等を活用した普及啓発を行う。	継続	A	産業活性化推進室 企画課	第20号(10/15)において、「男女雇用機会均等法」の改正について情報提供を実施した。また、産業福祉センターにパンフレット等を設置した。	全戸配付による情報誌を活用して効果的に情報提供を図ることができた。	改正内容などをタイムリーに周知できるように心掛けていく。	進行中	
		③育児・介護休業法の周知	商工会等を通じて、事業者に対して制度の周知を図る。	継続	B	産業活性化推進室 企画課	東京都等の関係機関からのリーフレット等による情報提供に努めた。	市民が必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報提供に寄与できた。	最新の情報を提供できるよう、情報管理に努めるとともに、引き続き、実施していく。	進行中	
		④事業者への啓発・周知	女性の就業機会が男性と均等に確保されるよう、女性の雇用促進に関する情報提供等を行い、商業・工業・農業などの各産業の事業者働きかける。	継続	A	産業活性化推進室	産業福祉センターにパンフレット等を設置した。	情報提供に寄与できた。	引き続き実施していく。	進行中	
	(2)パートタイム、派遣労働等に対する支援	①労働に関する情報の提供	市民や事業者にはパートタイム労働法などの法律や税制・年金などの社会保障制度のしくみを周知する。	継続	A	産業活性化推進室	産業福祉センターにパンフレット等を設置するとともに、社労士ネット羽村と連携して、企業の労務担当者を対象にセミナーを実施した。	労働に関する情報提供に寄与できた。	労務関連情報については、引き続きパンフレットの設置やセミナー又は個別訪問により提供していく。	進行中	
		②労働相談の充実	労働相談情報センターとの連携を図り、労働相談の充実を努める。	継続	A	産業活性化推進室 企画課	東京都等の関係機関からのリーフレット等による情報提供に努めた。	市民が必要な時に必要な情報を収集できるよう、情報提供に寄与できた。	最新の情報を提供できるよう、情報管理に努めるとともに、引き続き、実施していく。	進行中	
	(3)男女が働きやすい環境整備への支援	①雇用管理の改善等を図るためのセミナー等の実施	事業所の労務担当者等を対象に研修を行い、雇用管理の改善を図る。	新規	A	産業活性化推進室	社労士ネット羽村と連携して、企業の労務担当者を対象にセミナーを実施した。	セミナー実施により、労働に関する情報提供に寄与できた。	労務関連情報については、引き続きセミナー又は個別訪問により提供していく。	進行中	
		②男女にやさしい事業所の紹介	職場において男女平等の視点をもった実践活動を行っている事業所を、情報誌ウィーブ等を通じて紹介する。	継続	A	企画課	情報誌「ウィーブ」において、事業所の紹介はできなかったが、雇用機会均等法の周知を図ることができた。	特定の事業所の紹介はできなかったが、雇用機会均等法の改正内容の情報提供を図ることができた。	事業所の周知は課題が多いが、引き続き情報収集を行い、先進的な事業所を探していく。	進行中	
3 働き続けるための社会的支援	(1)保育園事業の充実	①延長保育の拡充	多様な働き方に対応するため、延長保育の充実を図る。	充実	A	保育課	2時間の延長保育実施園を1園から2園に増やした。	実施園が増えたことにより、より需要に応えられるようになった。	利用傾向を見ながら2時間以上の延長保育について検討する。	進行中	
		②休日保育の実施	多様な働き方に対応するため、日曜や祝祭日に保育を実施する。	継続	A	保育課	保護者の就労形態の多様化に対応する休日保育を1園(太陽の子保育園)で実施した。利用延べ児童数 98人	利用人数は前年度より少ないが、多様な働き方がある現在では対応が必要な事業である。	事業のPRを積極的に行う。	進行中	
		③一時保育事業の拡充(Ⅲ-1-(1)-④の再掲)	保護者の育児疲れなど、保育ができないときに、一時的に保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	充実	A	保育課	(Ⅲ-1-(1)-④の再掲事業)				
		④障害児保育の充実	保護者の就労により家庭で保育できない障害児を保育園に受け入れ、障害の状況に応じた保育を行う。	継続	A	保育課	公立保育園13人・私立保育園21人の障害を持つ子どもに保育士を配置し健全な成長発達を促進した。	心理相談員による巡回相談により障害のある子どもの健やかな育成につながった。	障害のある子どもの、かかりつけ医師と保育士の連携を検討していく。	進行中	
		⑤病後児保育の実施	病気の回復期にある保育園などに在籍する子どもを、集団保育が可能になるまで保育する。	継続	A	保育課	病気の回復期の児童を預かることにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援した。1園:たつの子保育園 利用延べ児童数 109人	保護者の子育て及び就労の両立支援を行うことができた。	児童が普段利用している保育園ではない保育園に通うことになるので、児童への負担感の軽減を図っていくことが必要と思われる。	進行中	

	⑥年末保育事業の実施	多様な働き方に対応するため、保育園に在籍する子どもを対象に年末保育を実施する。	継続	A	保育課	年末に保護者の就労等により家庭での保育が困難な世帯の支援を行った。 利用状況：12月29日 16人 12月30日 4人	利用人数は少ないが、多様な働き方がある現在では対応が必要な事業である。	事業のPRを積極的に行う。	進行中	
(2)その他の保育事業の充実	①家庭福祉員事業への支援	低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭福祉員による家庭的な保育事業について、認可保育園と連携を図るなど支援を行う。	充実	A	保育課	家庭福祉員 8人 利用延べ児童数 121人 認可保育園との連携保育を行った家庭福祉員 4人(内数)	前年度よりも利用実績が減少したが、今年度は、認可保育園の建替えて定員拡大したことも影響しているものと考える。	家庭福祉員が青梅線以西に集中していることから、以東地区にも配置(募集)していく。	進行中	
	②認証保育所事業の充実	子育て家庭全般の保育ニーズに対応するため、認証保育所の運営支援を行う。	継続	A	保育課	市内3カ所(どんぐりの家保育所、チュールップ保育所、あすなる)の認証保育所の運営支援を行った。利用延べ児童数 720人	待機児童の解消に役立っている。	利用児童数の状況を見ながら定員変更(増)等を働きかけていく。	進行中	
	③学童クラブ事業の充実	待機児童の解消を図るとともに、保護者のニーズを踏まえ、学童クラブ開所時間を午後7時まで延長することを検討する。	充実	B (H21)	児童青少年課	児童放課後対策検討委員会を設置し、学童クラブの待機児解消策等について総合的に検討した。また、開所時間の延長について、他市の状況を調査した。	学童クラブの定員について、1人につき1.65㎡の基準を定めて定員管理を図り、待機児童の解消に努めたことは評価している。	開所時間の延長については、他市の状況をみながら引き続き検討していく。	進行中	
	④ファミリー・サポート・センター事業の推進	協力会員と利用会員が子育てを支え合う事業を推進し、仕事と育児の両立を支援する。	継続	A	保育課	羽村市社会福祉協議会に委託し事業を推進した。登録会員 90人 利用会員 184人 両方会員 9人 サービス利用回数 1,302回	身近な共助事業として定着してきている。	利用しやすい制度となるよう、引き続き登録会員の増加を図っていく。	進行中	
	⑤乳幼児ショートステイ事業の充実(Ⅲ-1-(1)-③の再掲)	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・育児疲れなど保育ができないときに、宿泊も可能な一時的保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)	(Ⅲ-1-(1)-③の再掲事業)				/
	⑥私立幼稚園の預り保育事業の実施に関する情報提供	多様な保育ニーズに合わせて、幼稚園児を放課後等に預かる保育事業の実施に関して必要な情報などを入園世帯に提供する。	継続	A	保育課	預かり保育の実施について、ホームページに掲載し事業の周知を図った。	預かり保育の周知が図られた。	ホームページの更新などにより、最新情報を提供していく。	進行中	
(3)介護サービスの充実	Ⅲ-2「介護のための支援体制の充実」の再掲					(Ⅲ-2「介護のための支援体制の充実」の再掲事業)				/

基本課題V 方針・政策決定過程への女性の参画促進

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績	実績に対して特記すべきこと		進捗状況
								評価	課題と改善点	
1 行政における女性の参画の拡大	(1)審議会等における女性の参画の拡大	①女性委員の積極的な登用と男女比率の設定	審議会等の委員を委嘱等する際に女性委員の登用を促進するとともに、どちらか一方の性が、継続して35%を下回らないよう、男女の参画推進に努める。	充実	A	全庁	羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針において、「委員の男女比較率は、はむら男女共同参画推進プランの定めるところによる」としており、女性の参画を推進している。 【H20.4.1現在：31.2%】	審議会等の委員への女性の積極的な登用については、30%以上を推移することができた。	引き続き、女性の参画を推進していく必要がある。	進行中
		②女性リーダー養成講座等の実施(Ⅱ-3-(3)-②の再掲)	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(3)-②の再掲事業)			
(2)市における女性職員の参画推進	(2)市における女性職員の参画推進	①職員の人材育成	人材育成基本方針の見直しを行い、その方針に基づく職員研修を実施し人材の育成に努める。	継続	A	職員課	研修計画に基づき、「相談業務における男女共同参画」(19人)及び「女性リーダー養成講座」(30人)を企画課と実施した。	相談業務における男女共同参画、わかりやすい文章の書き方などの研修を実施し、意識改革、技術の向上が図られた。	継続して実施していく。	進行中
		②超過勤務の抑制	職業生活と家庭生活を両立できるよう事務事業の見直しを進め、超過勤務の更なる削減を図る。	継続	A	職員課 企画課	年度当初に超過勤務削減の通知や四半期ごとに超過勤務の多い課を対象にヒアリング等を実施した。	超過勤務の抑制に向けた努力が見られた。	継続して実施していく。	進行中
		③性別によらない職種や職域の拡大	性別にかかわらず、個人の能力や適性に応じた配置・登用を行い、男女平等の職場環境を整備する。	継続	A	職員課	個人の能力や適性に合わせた人員配置を継続的に実施している。	個人の能力や適性に応じた配置・登用を行っている。	今後とも個人の能力や適性に応じた配置・登用を行っている。	進行中

2 事業所における女性の参画の促進	(1)男女雇用機会均等法の普及とポジティブ・アクションの促進	①労働関係セミナー等の実施 (IV-2-(1)-①の再掲)	関係機関に働きかけ、身近な会場で「労働セミナー」を実施する。	新規	A	企画課		(IV-2-(1)-①の再掲事業)			
		②男女雇用機会均等法の周知 (IV-2-(1)-②の再掲)	男女雇用機会均等法の周知徹底を目指し、情報誌ウィーブやパンフレット等を活用した普及啓発を行う。	継続	A	産業活性化推進室 企画課		(IV-2-(1)-②の再掲事業)			
		③女性リーダー養成講座等の実施 (II-3-(3)-②の再掲)	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課		(II-3-(3)-②の再掲事業)			
		④人材育成支援事業等の実施	中小の製造業や商業の後継者等を対象にセミナー等を開催し、事業所の人材育成のための支援を行う。	新規	A	産業活性化推進室	後継者を擁する企業に対し、個別に専門家を派遣し、人材育成を支援した。3社	マスではなく個別支援により、効果的な人材育成支援ができた。	後継者問題、事業承継問題については市内事業所が抱える最重要問題のひとつとして、今後も引き続き支援していく。	進行中	
		⑤男女にやさしい事業所の紹介 (IV-2-(3)-②の再掲)	職場において男女平等の視点をもった実践活動を行っている事業所を、情報誌ウィーブ等を通じて紹介する。	継続	A	企画課		(IV-2-(3)-②の再掲事業)			
3 地域活動における男女共同参画の促進	(1)地域活動の人材育成	③女性リーダー養成講座等の実施 (II-3-(3)-②の再掲)	あらゆる分野での政策・方針決定過程に男女が共同して参画できるよう、人材育成のための講座等を実施する。	継続	A	企画課		(II-3-(3)-②の再掲事業)			
		(2)市民活動等における男女共同参画の促進	①ボランティアの育成支援	様々な分野で特技・技術・知識・経験を生かしたボランティアの育成を行う社会福祉協議会の活動を支援する。	継続	A	社会福祉課 (社会福祉協議会)	ボランティアセンター事業などの多様な市民活動の展開を推進する社会福祉協議会に助成金を交付し、支援を行った。 (助成金交付額:65,097,834円)	社会福祉協議会が実施するボランティアセンター事業などの活動を推進することができた。	引き続きボランティアセンターの活用を支援していく。	進行中
			②社会貢献活動の支援	まちづくりを推進する市民活動団体に対し、補助金による支援を行う。	継続	A	企画課	まちづくり推進サークル支援事業を実施したが、応募団体がいなかった。	広報紙やホームページに掲載しており、情報周知を図っている。	広報やホームページにおける広報活動を継続していく。	進行中
			③消費者活動への参加促進	男女がともに消費者活動を支えていこう、消費生活講座などを通じ、特に男性の積極的な参加を働きかける。	継続	A	生活環境課 (消費生活センター)	1. 燃やせるごみの資源化(エコセメント工場見学・市内ごみ勝利施設見学) 2. 車が食料を飲み込む(バイオ燃料の講演) 3. 卵はえらい(2回シリーズ・講義・調理実習) 家計を助ける強力な助っ人 卵	講座のテーマごとに有意義な情報を提供できた。	開催日を土曜日の設定し幅広い層の参加を呼びかけており、引き続き取り組んでいく。	進行中
			④環境活動の参加促進	一人ひとりが自らのライフスタイルを環境への負荷がより小さいものへと変えていけるよう、男女の環境活動への積極的な参加を促進する。	継続	A	生活環境課 (消費生活センター) 環境保全課	1. ダニエルカール氏を講師に招き環境講演会を実施した。(参加者388人) 2. 樹林地の適正な管理を市民ボランティアで行った。(H19年度実績 活動日数:22日、参加延べ人数:219人)	1. 男女ともに幅広い年齢層の参加を得て、環境問題の啓発を行うことができた。 2. 下草刈りや雑木の伐採等を実施し、約5,500㎡の樹林地の整備ができた。会員の女性の割合は28.6%であった。	1. 引続き、大勢の市民が期待する講師を選考し実施する。 2. 不要木の伐採など体力的に女性には不向きな面もあるが、それぞれの役割分担のもと効率的な活動を展開したい。	進行中
(2)市民活動等における男女共同参画の促進	⑤地域の文化・産業、観光等における女性の参画の促進のための意識啓発	生涯学習の機会や情報誌等を通じて、地域づくりや産業、観光等の分野における女性リーダーの育成や意識啓発を行う。	新規	A	企画課 生涯学習センターゆとろぎ 産業活性化推進室	・女性リーダー養成講座として、「わかりやすい文書の書き方」を実施した。(参加者:30人) ・観光イベント(風のおわら、夏まつり、産業祭など)などにおいて、商工会女性部に積極的に参画していただいた。	地域づくりや産業における女性リーダーとしての意識啓発に寄与できた。	情報提供やセミナーの開催により引き続き意識啓発を行っていく。	進行中		
	(3)男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立	①地域防災計画の見直し	地域防災計画を見直し、男女共同参画の視点を取り入れた新たな地域防災計画を策定する。	新規	A	生活安全課	「東京都地域防災計画」が修正されたこと、また、阪神・淡路大震災後も、各地で大規模な地震、水害等が発生し、これら災害の教訓や、新たな災害対応など、計画に盛り込む必要性が生じたことから、平成19年度に「羽村市地域防災計画」の修正を行った。	計画全般にわたり、各防災関係機関等より意見をいただき、各機関の業務、役割、災害応急体制等について、最新の対策、対応手順等に改めたことにより、一層の防災体制等の強化を図ることができた。	この地域防災計画を基に、さらに災害に強い都市の実現が図られるよう、防災対策に取り組んでいく。	進行中	

		②女性消防団員の増員	男性で構成されている職域への女性の参加を促進し、より対等な立場で活動を実践する。	継続	A (H23年度まで7人から10人へ)	生活安全課	平成19年度末の女性団員数は7人で、年間を通じて消防活動に努めていただいた。	女性団員の各活動が、消防力の強化に繋がっている。	平成23年度までに10人の女性団員が確保されるよう、PR等に努めていく。	進行中
--	--	------------	--	----	------------------------	-------	--	--------------------------	--------------------------------------	-----

基本課題VI 推進体制の整備と強化

施策の方向性	施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課	H19年度実績	実績に対して特記すべきこと		進捗状況
								評価	課題と改善点	
1 市における推進体制の強化	(1)計画の総合的な推進	①推進本部による総合的な推進	進ちょく状況を事業担当課が点検・評価し、推進本部でさらに見直しを図り、総合的な調整を図る。	継続	A	企画課	平成19年11月2日に男女共同参画推進本部会議を開催し、平成18年度男女共同参画推進プラン進ちょく状況について点検・評価を実施した。	プランの進ちょく状況について、組織横断的に点検・評価することができた。	今後も継続して推進本部会議を開催し、必要な課題について、適切に対応していく。	進行中
		②進ちょく状況報告書の作成・公表	計画の推進状況を明らかにするため、年度ごとの進ちょく状況を報告書にまとめ公表する。	継続	A	全庁 企画課	平成19年11月に「はむら男女共同参画推進プラン進ちょく状況調査報告書」を作成した。(250部)	事業ごとに「評価」「課題と改善点」を具体的に記入し、進ちょく状況を把握することができた。	男女共同参画推進プランを実効性のあるものとしていくため、今後も継続して、年次報告を行っていく。	進行中
	(2)市による積極的な取り組み	①男女共同参画研修の実施	ジェンダーの視点を正しく理解し男女平等観に立った行政運営を推進することができるよう、男女共同参画研修を実施する。	継続	A	職員課 企画課	平成19年7月に新入職員に対する研修(受講者:8人)及び、平成20年1月に窓口担当の職員を対象に研修(受講者:19人)を実施した。	新たな職員に、男女共同参画に関する共通意識を図ることができた。	行政が見本となって男女共同参画に取り組んでいくことが大切であり、継続して実施していく。	進行中
		②性別によらない職種や職域の拡大(V-1(2)-③の再掲)	性別にかかわらず、個人の能力や適性に合った配置・登用を行い、男女平等の職場環境を整備する。	継続	A	職員課	(V-1(2)-③の再掲事業)			
		③羽村市役所特定事業主行動計画の周知徹底	特に男性職員の育児休業等の積極的な取得を勧めるなど、行動計画の内容を周知徹底する。	継続	A	職員課	妊娠/出産/育児に関する制度について、まとめた文書を作成し、職員に周知した。	制度の周知や意識啓発が図られた。	行動計画の内容について引き続き周知を図っていく。	進行中
	④セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくり	研修やセクシュアル・ハラスメント防止委員会の活用などにより、セクシュアル・ハラスメントのない男女平等観の職場環境づくりに努める。	継続	A	職員課	毎年実施する「人権啓発研修」のテーマの1つとして定期的に研修を実施した。	職員の意識啓発が図られた。	今後とも、セクシュアル・ハラスメントのない男女平等観に立った職場環境づくりに努める必要がある。	進行中	
	⑤男女共同参画推進連絡会による取り組み	職員の男女共同参画意識の高揚を図り、関係施策の推進体制を充実させるため、男女共同参画推進員連絡会を定期的に開催する。	継続	A	企画課	「羽村市男女共同参画推進員連絡会委員」が任期満了のため、再選定について検討した。	平成20年度の事業開始に向けて準備を進めることができた。	連絡会の活動を早期に再開し、継続したチェック機能を果たしていく。	遅延	
	⑥職員意識調査の実施	特定事業主行動計画の見直し等に伴う職員意識調査を実施する際に、男女共同参画に関する項目を盛り込む。	継続	B (H21)	職員課	平成21年度実施予定事業				
	⑦職場における通称名(旧姓)の使用	社会的不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保証するとともに、男女が対等に職務に専念できるよう、通称名(旧姓)の使用を認める。	継続	A	職員課	1名承認 (実績 平成13年度以降:11名)	平成13年度に旧姓使用の基準を設け、男女が働きやすい環境を整えた。	今後とも旧姓使用の申請があれば承認していく。	進行中	
	2 市民参画・協働による推進	(1)市民参画による推進	①推進会議による点検・評価	推進本部で点検・評価・見直しした施策・事業について、推進会議で点検・評価を行い、施策の充実と推進を図る。	継続	A	企画課	はむら男女共同参画推進プランの進ちょく状況について、平成19年11月13日の推進会議において審議を行った。	様々な事業が充実しているとの意見があり、見直し事項はなかった。	今後も継続して、推進会議により評価と見直しを行っていく必要がある。
②Eメール等による意見募集の実施			あらゆる情報媒体を使って情報を提供するとともに、市民からの意見や提案などの情報を収集し、施策・事業に反映させる。	継続	A	企画課	はむら男女共同参画推進プランの進ちょく状況について、ホームページに掲載し、広く公表した。	広く公表を図ったが、主に意見等はなかった。	引き続き、情報提供及び情報収集に努めていく。	進行中
③男女共同参画に関する市民意識・実態調査			市民の男女共同参画に関する意識・実態を調査し的確な施策を実施するうえでの基礎資料とするとともに、その結果を市民に公表し、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	継続	B (H21)	企画課	平成21年度実施予定事業			
④意見公募手続の実施			男女共同参画に関する計画の策定や条例の制定改廃を行う際に、広く市民や事業者等からの意見を公募する。	継続	A	企画課	男女共同参画に関する計画の策定や条例の制定改廃はなし。	必要な場合に合わせて実施していく。	多くの市民からの意見が開けるよう必要な場合に合わせて実施していく。	進行中

(2) 市民との協働による取り組み	①女と男、ともに織りなすフォーラムの実施(Ⅱ-3-(2)-①の再掲)	市民による実行委員会との協働により、男女平等の視点に立ったテーマを設定し、会場参加型のフォーラムを実施する。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(2)-①の再掲事業)				
	②情報誌ウィープの発行(Ⅱ-3-(2)-②の再掲)	市民による編集委員会との協働により、様々な角度から男女共同参画に関わる特集を設定し、全世界に向けて情報を発信することで男女共同参画に関する意識を高める。	継続	A	企画課	(Ⅱ-3-(2)-②の再掲事業)				
(2) 市民との協働による取り組み	③男女共同参画のまちづくり推進事業の実施	市民・団体・事業者との連携を図り、キャンペーンを行うなど視覚的に訴えた啓発事業を国の男女共同参画週間にあわせて実施する。	継続	A	企画課	国の男女共同参画週間に合わせ、基調講演(上野いく子)、ワークショップ、駅前キャンペーンによるティッシュ配付を実施した。(基調講演(50人)、ワークショップ(40人)、配付ティッシュ個数(約600個))	男女共同参画社会の実現に向けて、多くの市民に周知することができた。	様々な手法を用いて、まちづくり推進事業を実施していく。	進行中	
	④「男女共同参画都市」宣言10周年記念事業の実施	市民による実行委員会との協働により、より多くの市民の参加を促し、男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、「男女共同参画都市」宣言10周年記念事業を実施する。	新規	A (H19)	企画課	「男女共同参画都市」宣言10周年記念事業として、第23回女と男、ともに織りなすフォーラムinはむらや展示会を開催した。フォーラム参加者数:110人 展示:図書館、ゆとろぎ展示室	10周年記念事業として、展示を行うなどパワーアップした事業を開催することができた。		完了	
3 関係機関との連携	(1)国・東京都及び市町村等との連携	①他の市町村との情報交換と交流	男女共同参画宣言都市等との交流を行い、情報交換を行うことで、施策の充実と推進を図る。	継続	A	企画課	全国男女共同参画宣言都市サミットinおおつに参加し、情報交換を図った。	全国からの参加者が集う会議において、情報収集することができた。	担当者のみが、継続して出席することにならないよう、改善していく。	進行中
		②官公署等連絡協議会の活用	官公署等連絡協議会を活用し、男女共同参画関係施策に関する取り組みを紹介する。	継続	A	企画課	平成20年1月23日に開催した羽村市官公署等連絡協議会において、羽村市男女共同参画推進条例についてをテーマに共通協議を諮った。	公的機関に羽村市の取り組みについて説明することができた。	市の取り組みについて、引き続き周知を図っていく。	進行中
		③国・東京都との連携	国及び東京都との市が実施する事業における連携と情報交換に努める。	継続	A	企画課 全庁	東京都市町村男女平等参画施策担当課長会及び担当職員会議に出席し、意見交換を実施した。	他市町村の担当者や情報の共有化を図ることができた。	他自治体の状況把握のために、引き続き意見交換を実施していく。	進行中

自分らしく生きよう“はむら”アピール ～男女共同参画都市宣言～

多摩川の清流と花と緑に恵まれ、人々の温かい心が通いあうまち“はむら”。

このまちに生きるわたしたちは、性別にとらわれず、人権を尊重し、魅力あるまちを築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 一人ひとりが自立し、認め合い、自分らしくいきいきと暮らせる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に仕事・家事・育児・介護などをわかちあう“はむら”をめざします。
- 1 一人ひとりが能力と個性を発揮し、社会のあらゆる分野に自らの意思と責任で参画できる“はむら”をめざします。
- 1 男女が共に地球市民として、地域から世界へ友情と平和の輪を広げる“はむら”をめざします。

1997年11月1日

羽 村 市

はむら男女共同参画推進プラン進捗状況
調査報告書 平成19年度(2007年度)実績
平成21年1月
発行 羽村市企画部企画課課企画担当
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1
TEL042-555-1111 内線315